

戸田市建設工事総合評価方式執行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2(第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価方式」という。)による一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式による入札を行う建設工事(以下「対象工事」という。)は、効率性、安全性、環境への影響等の価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を締結する必要があるものから、戸田市公共調達審査委員会(以下「調達委員会」という。)において選定するものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第3条 市長は、総合評価方式の基本的な方針を決定しようとするとき、対象工事の適否を決定しようとするとき又は落札者を決定するための入札の評価に関する基準(評価項目、評価基準、得点配分、評価値の算出方法等を定めたもの。以下「落札者決定基準」という。)を定めようとするときは、あらかじめ学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)2人以上から意見の聴取を行わなければならない。

2 学識経験者2人以上からの意見の聴取については、埼玉県総合評価審査小委員会設置要綱(平成18年6月7日施行)に基づく埼玉県総合評価審査小委員会への意見の聴取をもって充てることができるものとする。

(落札者決定基準)

第4条 市長は、前条第1項の規定により聴取した意見に基づき、落札者決定基準を定めるものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 市長は、対象工事ごとに、入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)に対し、入札告示、入札説明書等により、落札決定に関する評価の方法、その他必要な事項について、周知しなければならない。

(性能等に係る技術提案の審査)

第6条 対象工事を所管する課の長(以下「工事担当課長」という。)は、性能等の実現性及び有効性を確認し、必要に応じ、技術提案書を提出した入札参加希望者に対し、ヒアリングを実施することができる。

- 2 工事担当課長は、入札参加希望者から提出された技術提案書の審査を、調達委員会に諮らなければならない。
- 3 調達委員会は、速やかに性能等に係る技術提案の審議を行い、その結果を工事担当課長に通知するものとする。
- 4 工事担当課長は、前項の審議を経て、技術提案の得点（性能等に関する技術提案書に基づき算出した点数のことをいう。以下同じ。）を決定する。
- 5 前3項の規定による技術提案の審査は、調達委員会の委員長が審査の必要がないと認めたときは、省略することができる。

（落札者の決定方法）

第7条 市長は、総合評価方式による入札のときは、次の各号の規定により、次条に掲げる手続を経て、落札者を決定する。

- (1) 落札者は、落札者決定基準に基づき、技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値の高い者とする。
- (2) 入札書の開札は、技術評価点が決定した後に行う。
- (3) 入札書記載金額が予定価格の制限の範囲を超えている入札については、総合評価は行わない。
- (4) 入札書記載金額が調査基準価格を下回る価格であって、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる入札については、総合評価は行わない。
- (5) 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、落札者となるべき者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（落札者決定の手続）

第8条 市長は、落札者を決定しようとする場合において学識経験者2人以上から意見の聴取の必要があるときは、あらかじめ意見の聴取を行い、その意見を踏まえた上で、落札者を決定するものとする。

（入札結果の公表）

第9条 総合評価方式による入札において、落札者が決定したときは、戸田市工事請負に係る入札等の経過及び結果の公開要綱（昭和57年告示第64号）第3条第2項に掲げる事項を公表するものとする。

（技術評価点に関する照会）

第10条 工事担当課長は、入札参加者より、技術評価点について、疑義があるとして、説明を求められたときは、これに応じなければならない。

（落札者の施工方法等）

第11条 工事担当課長は、性能等に係る技術提案により落札した者（以下「受注

者」という。)に対し、当該提案に基づいて施工を指導するものとする。

- 2 受注者が当該提案を施工できない場合には、当該入札を行う際に示した当初の設計図書(以下「標準案」という。)に基づき施工させるものとする。ただし、戸田市建設工事請負契約約款第18条の規定による条件変更以外は、原則として契約金額の変更は行わない。

(技術提案に係る違約金)

- 第12条 前条第2項の場合において、当該提案に基づく価格及び標準案に基づく価格の差を違約金として徴することができる。ただし、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(悪質な行為に対する措置)

- 第13条 総合評価方式における入札において、入札者が提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除、入札参加停止等の措置を講ずることができる。

(契約書への明記)

- 第14条 前3条の規定については、特記事項として、契約書に明記するものとする。

(技術提案に関する秘密の保持)

- 第15条 総合評価方式における入札において、入札者が提出した資料等については、公表しないものとする。

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月19日から施行する。